

令和 5 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 令和 5 年 2 月 22 日 (水) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

山城 学 長嶺 安浩 金城 正弘 大城 久

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

5 番 農業委員 杉本 雄靖 6 番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 2 議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 10 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 6 議案第 11 号 非農地証明願について

令和5年第2回 総会 議事録

事務局	これより令和5年第2回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和5年第2回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の杉本雄靖さんと6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さん、1番推進委員の長嶺栄さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（11件） 日程第2 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（15件） 日程第3 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第4 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（6件） 日程第5 議案第10号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（6件） 日程第6 議案第11号 非農地証明願について（3件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第6号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-68～4-78まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。

会長	只今の案件可とします。次議案第7号について事務局説明をお願いします。
事務局	それで7ページをお開き下さい。1番は与座の2筆で売買による所有権移転であります。2番は賀数の1筆で売買による所有権移転であります。3番は伊原の2筆で売買による所有権移転であります。4番は南波平の1筆で売買による所有権移転であります。5番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。6番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。7番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。8番は米須の2筆で3年間の使用貸借権の設定であります。9番は大度の5筆で贈与による所有権移転であります。10番は大度の1筆で3年間の賃借権の設定であります。11番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。12番は宇江城の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。13番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。14番は大里の1筆で贈与による所有権移転であります。15番は大里の4筆で3年間の使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第7号は可とします。次に議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明を。
事務局	11ページをお開き下さい。4条は1件です。宇江城の1筆で農地区分は農振農用地で営農型太陽光への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	12ページをお開き下さい。申請地は農振農用地あり、原則不許可であります。不許可の例外「一時転用」に該当するため、営農型太陽光施設への転用は問題無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。 時間をおいて、質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。

会長	議案第 8 号は可とします。次に議案第 9 号について、説明願います。
事務局	15 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 賀数の 1 筆で農地区分は第 3 種農地であります。売買による所有権移転で貸資材置場への転用であります。2 番 伊原の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。賃借権の設定で駐車場への転用であります。3 番 福地の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4 番 座波の 2 筆で農地区分は第 2 種農地で、売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 番 座波の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で、農機具等保管場への転用であります。6 番 真栄平の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で児童デイサービス事業所への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。17 ページをお開き下さい 賀数についてですが、申請地は街区道路等に囲まれた総面積に占める宅地の割合が 40%を超えている 4 割街区に該当するため、貸資材置場への転用は問題無いものと判断しました。次 19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。次に 21 ページをお開き下さい。福地であります。申請地は第 1 種農地であるため、原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 23 ページをお開きください、座波です。申請地は宅地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 25 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります。しかし、不許可の例外「農業用施設」に該当するため、農機具等保管場への転用は問題無いものと判断しました。次に 27 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため児童デイサービス事業所への転用は問題無いものと判断しました。皆さんのご審議をお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 時間を置いて、只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	議案第 9 号は可とします。次に議案第 10 号について説明願います。
事務局	それでは、29 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 6 件を読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 10 号は同意とします。次に議案第 11 号（非農地証明願いについて）事務局説明願います。
事務局	38 ページをお開き下さい。与座の 3 筆ですが、申請地の現状は申請地は車両等の通行も出来ない、周辺も山林・原野化した状況であります。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	車も入れず、周囲も山林原野化しており、今後も畑としての耕作が見込めないと思われるため、非農地証明を許可してもなんら問題はないものと判断しました。委員の皆さんの意見ををお願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	異議なし。
会長	議案第 11 号は可とします。本日の案件は以上です。
	以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 5 番 農業委員 杉本 雄靖 6 番 農業委員 山城 弘美